

災害発生後の消費者トラブルにご注意ください!

台風や大雨などの災害時には、便乗した様々な悪質商法のトラブルが多数発生します。不審な業者の訪問や電話勧誘など、困ったときや心配なときはお近くの消費生活相談窓口に、被害に遭ったときは千葉県警察本部 相談サポートコーナーに、できるだけ早くご相談ください。また、ご家族や周囲の方々への注意喚起にもご協力ください。

住宅修理関連の相談事例とアドバイス <千葉県消費者センター>

- ! 来訪した業者と瓦屋根の修理の契約をした。契約書の住所を訪れたが会社がなく、不審なのでクーリング・オフしたい。
- ! 電話で有名な建設業者を名乗り「家の修理をしないか」と勧められた。怪しいと思い断ったが、当該建設業者に電話確認したところ「電話勧誘は行っていない」と言われた。不審だ。
 - ☞ 契約する際は、契約書の交付を受け、業者名や住所等を必ず確認しましょう。千葉県住宅課HPの事業者の紹介等*もご参照ください。なお、業者の訪問や電話勧誘を受けて契約した場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフできます。
- ! 来訪した業者に「台風で破損した屋根等を火災保険で修理できる」と言われて保険申請の代行と修理を依頼したが、規約に「火災保険が下りず修理しない場合には見積額の35%を違約金として申し受ける」とあった。保険は満額下りないので解約したい。
 - ☞ 高額な手数料を含めて請求されることもあります。保険の申請については、ご自身が契約している損害保険会社や損害保険代理店に、直接問い合わせましょう。

災害関連の発生事案とアドバイス <千葉県警察>

- ! 保険会社を騙る者から「台風被害の状況を確認しています。状況によって無料で業者を手配します。」といった不審電話が確認されています。
- ! ライフライン事業者を騙って住宅を訪問し、電気・ガス・水道などの点検を名目とした悪質商法が発生しています。
- ! 義援金募集を装った電話 de 詐欺が発生しています。
 - ☞ 業者が訪ねてきた場合には、相手方の身分を確認し、すぐに契約しないようにしましょう。不審な訪問、勧誘を受けた際は、家族や警察に相談してください。
 - ☞ 自宅の電話は留守番電話にしておき、電話に出てしまった場合でも家族や警察に相談してください。

不審に思った時、被害にあった時は早めに相談を!

お近くの消費生活相談窓口

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (10時から16時)

または、

千葉県消費者センター 相談専用電話 047-434-0999

受付時間：(月～金) 9時から16時30分 (土) 9時から16時 ※祝日・年末年始除く

犯罪等の被害に関すること

千葉県警察本部 相談サポートコーナー 043-227-9110 又は #9110

受付時間：月～金(祝日・振替休日を除く) 8時30分から17時15分

* 住宅被害に関する住宅リフォーム事業者等の紹介 ⇒ [千葉県住宅課](#) [検索](#)

* 応急防水施工(ブルーシートの展張)による家屋補修の支援 ⇒ [千葉県危機管理課](#) [検索](#)